

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により公告します。

令和 2 年 10 月 23 日

箕輪町長 白鳥 政徳

記

1 入札に付する事項

- ① 工 事 名 令和 2 年度木下保育園建設事業 建築工事
- ② 工事が所名 箕輪町 木下 北城
- ③ 工事概要 鉄骨造平屋建 延床面積 2995.5 m²
造成その他 一式
- ④ 工 期 契約締結の日から 令和 4 年 1 月 31 日（予定）まで
- ⑤ 支払条件
前 払 金 地方自治法施行令附則第 7 条の規定に基づき契約金額の 4 割
で適用あり
部 分 払 箕輪町財務規則第 135 条により適用あり
- ⑥ 総合評価一般競争入札（一抜け方式）

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

箕輪町入札参加申請業者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」の間、すべて満たしていることが必要です。

① 入札参加資格（共通）
ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 及び箕輪町建設工事等入札参加の資格及び箕輪町建設工事等入札参加の資格及び業者の選定に関する規程第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定に該当しない者であること。
イ 入札公告日から落札決定日までの間において、箕輪町の指名停止措置を受けていないこと。
ウ 箕輪町入札参加資格者名簿に登載された者であること。
② 建設業許可
建築工事業を有していること。
③ 経営事項審査
経営事項審査結果（開札日から起算して 1 年 7 ヶ月以内が審査基準日で、かつ最

<p>新のもの)の建築一式工事で総合評価点が801点以上あること。</p>	
④	<p>配置技術者に関する要件</p> <p>次の資格を有する主任技術者(公告日より3月前からの恒常的雇用関係にある者)を専任配置できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一級建築士又は一級建築施工管理技士 <p>※ただし、特定建設業許可者であって、下請負金額の合計が4,500万円以上となる場合は、建設業法第26条に基づく監理技術者(公告日より3月前からの恒常的雇用関係にある者)を専任配置できること。</p>
⑤	<p>特定建設業の許可に関する要件</p> <p>特定建設業許可を有すること。</p>
⑥	<p>営業所の所在地に関する要件</p> <p>町内に建設業法上の本店、支店又は営業所を有する者。(平成17年2月18日以後に箕輪町に本店を設けた(新設、移転等含む)場合は、町内に本店を設置した後5年を経過していること。支店及び営業所は、建設業法上の支店及び営業所になって5年を経過していること。</p>
⑦	<p>その他資格要件</p> <p>なし</p>

3 入札手続等

手続き等	期間・期日・期限	場所
入札参加申請 受付	令和2年10月23日(金)から 令和2年11月2日(月)(郵送可)	箕輪町役場 企画振興課
設計図書の閲 覧	令和2年10月23日(金)から 令和2年11月11日(水)	箕輪町役場 子ども未来課
質問書の受付	令和2年10月23日(金)から 令和2年11月11日(水) ※持参する以外では、電話等に より受領確認を行うこと	箕輪町役場 子ども未来課 FAX 0265-79-0230 E-mail kodomo@town.minowa.lg.jp
回答の期間	令和2年10月23日(金)から 令和2年11月13日(金)	箕輪町公式ホームページ http://www.town.minowa.lg.jp/

入札書等提出開始日及び入札書等提出期限	入札書等提出開始日 令和2年11月16日(月) 入札書等提出期限 令和2年11月18日(水) 午後5時15分 ※郵送による場合、一般書留、簡易書留、配達記録郵便により期限内に必着 ※持参する場合は期限内に必着	箕輪町役場 企画振興課 まちづくり政策係 行
開札日時	令和2年11月27日(金) 午前9時00分	箕輪町役場 2階 大会議室
落札者の決定・公表	令和2年11月30日(月)	箕輪町公式ホームページ http://www.town.minowa.lg.jp/
予定価格	事後公表とする	
最低制限価格 (失格基準価格)	有り 《算定方法》予定価格×0.8 (1万円未満に満たない端数があるときは、1万円未満を切り捨てる)	
入札保証金	受注希望型競争入札(事後審査)入札条件注意書の7に示すとおり。	
入札の無効等	受注希望型競争入札(事後審査)入札条件注意書の11に示すとおり。	

4 総合評価落札者決定基準

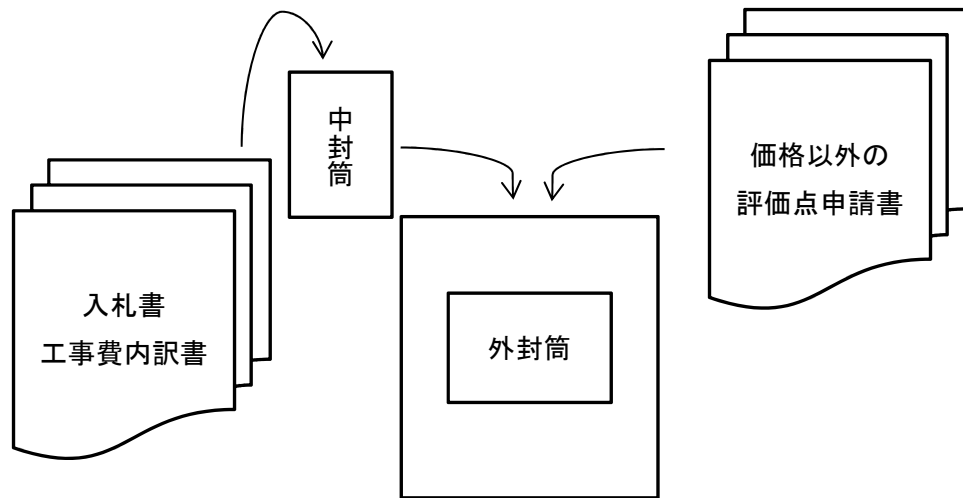
- ①評価点の設定 価格点 85.0点
価格以外の評価点 15.0点
- ②総合評価点の算定方法 総合評価点＝価格点+価格以外の評価点
- ③評価項目及び配点 別紙『総合評価落札者決定基準』による

5 入札参加申請受付の提出

- (1) 提出書類 入札参加申請書(様式第1号)
- (2) 提出場所 箕輪町役場 企画振興課 まちづくり政策係

6 入札書等の提出

- (1) 提出書類 ア 価格以外の評価点申請書（様式第2号）（添付書類を含む。）
 イ 入札書（工事費内訳書を含む。）
- (2) 提出方法 『外封筒用』の用紙を貼付した外封筒に、上記提出書類ア・イを入れ、封函して提出する。なお、入札書・工事費内訳書は『中封筒用』の用紙を貼付した中封筒に入れ、封函すること。



- (3) 提出場所 箕輪町役場 企画振興課 まちづくり政策係

7 価格以外の評価結果公表と疑義照会

(1) 価格以外の評価結果の公表

- ア 日 時 令和2年11月19日(木)
イ 公表方法 箕輪町公式ホームページ

(2) 疑義照会

- ア 受 付 企画振興課 まちづくり政策係
イ 受付日時 令和2年11月20日(金)から
 令和2年11月24日(火)まで 午後4時00分まで
ウ 受付方法 総合評価一般競争入札に係る価格以外の評価点に関する質問書
 (様式第7号)に必要事項を記載のうえ、メールまたはFAXにて提出
 してください。なお、疑義の根拠資料も合わせて提出してください。
エ 回答方法 メール又はFAXにより回答

8 落札者の決定方法

予定価格及び最低制限価格の範囲内の価格をもって入札をした者(適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。)のうち、総合評価落札者決定基準に基づく総合評価点の最も高い者を落札候補者とします。ただし、総合評価点の最も高い者が2以上あるときは、当該者にくじを引かせて落候補者を決定します。

落札候補者は開札後審査資料の提出を求められた翌日から起算して2日以内(休日を除く)に次に掲げる書類を持参提出してください。落札候補者に対し、入札参加資格要件及び価格以外の評価項目の内容を審査し、当該要件を満たしていることが確認できた場合は落札者として決定します。

9 落札候補者審査書類の提出(入札参加資格要件審査書類)

- ①様式「入札参加資格審査書類の提出について」
- ②建設業許可証明書の写し
- ③経営事項審査結果通知書の写し(審査基準日が開札日から1年7月以内で最新のもの)
- ④配置する技術者の資格を証明する書類の写し
- ⑤配置する技術者の恒常的雇用関係を証明する書類の写し

※雇用関係を証する書類として被保険証の写しを提出いただく場合には、あらかじめ被検者等記号・番号等にマスキングを施してください。

10 落札者がいない場合の措置

受注希望型競争入札(事後審査)入札条件注意書10(3)に示すとおり。

11 その他

- ・本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」の対象工事です。
- ・その他「受注希望型競争入札(事後審査)入札条件注意書」に示すとおりです。

12 入札担当(問い合わせ先)

発注担当 箕輪町役場 子ども未来課 保育園施設係

FAX 0265-79-0230 E-mail kodomo@town.minowa.lg.jp

入札担当 箕輪町役場 企画振興課 まちづくり政策係

住所 〒399-4695 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪10298番地

電話 0265-79-3111 内線113 FAX 0265-79-0230

E-mail kizai@town.minowa.lg.jp

外封筒及び中封筒貼り付け用紙（切り取ってご利用ください）

入札参加申請用

〒399-4695

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪 10298 番地

箕輪町役場 企画振興課 まちづくり政策係 行

入札参加申請書 在中 （提出期限 令和2年11月2日（月））

工事（業務）名 令和2年度木下保育園建設事業 建築工事

工事（業務）箇所名 箕輪町 木下 北城

商号又は名称

住 所

外封筒用

〒399-4695

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪 10298 番地

箕輪町役場 企画振興課 まちづくり政策係 行

入札書等 在中 （提出期限 令和2年11月18日（水））

工事（業務）名 令和2年度木下保育園建設事業 建築工事

工事（業務）箇所名 箕輪町 木下 北城

商号又は名称

住 所

中封筒用

〒399-4695

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪 10298 番地

箕輪町役場 企画振興課 まちづくり政策係 行

入札書・工事費内訳書 在中 (提出期限 令和2年11月18日(水))

工事(業務)名 令和2年度木下保育園建設事業 建築工事

工事(業務)箇所名 箕輪町 木下 北城

商号又は名称

住 所